

原子力災害広域避難計画方針書

平成 31 年 1 月 21 日策定
令和 6 年 3 月 29 日修正
令和 8 年 6 月 30 日修正

牧 之 原 市

目 次

	頁
1 総則	1
(1) 目的	
(2) 発電所の概要	
(3) 想定する災害	
(4) 原子力災害対策重点区域	
2 避難等の判断基準と実施	4
(1) 避難等の判断基準	
(2) 緊急時モニタリングと避難単位	
(3) 避難等の実施体制	
(4) 避難等に係る広報	
3 避難先	8
(1) 避難先確保の方針	
(2) 自治会毎の避難先	
(3) 避難先確認の手順	
(4) 避難先に示している留意点	
4 避難行動	14
(1) 避難の流れ	
(2) 基本的な避難行動と経路	
(3) 避難経由所	
5 避難退域時検査及び簡易除染	24
(1) 検査場所	
(2) 実施方法	
6 安定ヨウ素剤の配布及び服用	25
(1) P A Z圏内	
(2) U P Z圏内	
7 要配慮者等の避難	26
(1) 用語の定義	
(2) 病院入院患者の避難	
(3) 社会福祉施設（入所施設）入所者の避難	
(4) 社会福祉施設（通所施設）利用者の避難	

(5) 在宅の要配慮者の避難	
(6) 屋内退避施設等の放射線防護対策	
(7) 外国人への配慮	
(8) ペットの同行避難	
8 学校等の避難	31
(1) P A Z 圏内の学校等	
(2) U P Z 圏内の学校等	
9 一時滞在者（観光客等）への対応	31
10 今後の検討課題	31
(1) 今後、避難計画へ反映していく課題	
(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題	

1 総 則

(1) 目 的

この方針書は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、牧之原市地域防災計画の原子力災害対策編に基づき、実効性ある広域避難計画の根幹となる基準や体制等の方針について定めるものである。

これにより、

- ・原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
- ・住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
- ・平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とした牧之原市原子力災害広域避難計画の更なる具体化を図る。

※ 牧之原市原子力災害広域避難計画と関係法令、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻、関係マニュアル等との関係を別図 1 に示す。以下、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻を「県防災計画」、牧之原市原子力災害広域避難計画を「本計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「事業者」、避難、一時移転及び屋内退避を「避難等」という。

(2) 発電所の概要

所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561

現況：表 1 のとおり

表 1 浜岡原子力発電所の現況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機	5 号 機	計
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期検査中 (平成 22 年 11 月 29 日～)	施設定期検査中 (平成 24 年 1 月 25 日～)	施設定期検査中 (平成 24 年 3 月 22 日～)	—
定格電気出力	54 万 kW	84 万 kW	110 万 kW	113.7 万 kW	138 万 kW	—
営 業 運 転 開 始 日	昭和 51 年 3 月 17 日	昭和 53 年 11 月 29 日	昭和 62 年 8 月 28 日	平成 5 年 9 月 3 日	平成 17 年 1 月 18 日	—
使用済燃料プ ール貯蔵容量	0 体	0 体	3,134 体	3,120 体	3,696 体	計 9,950 体
使用済燃料 保管体数※	0 体	0 体	2,060 体 (764 体)	1,977 体 (764 体)	2,505 体 (872 体)	計 8,942 体
運転終了日	平成 21 年 1 月 30 日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数(外数)。
合計 8,942 体(うち使用済 6,542 体)。1 体とは燃料集合体の数であり 1 体の燃料集合体には 60～74 本の燃料棒が含まれる。

(3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、県防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

(4) 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）を発電所から5km及び31kmを目安に定めている。区域の種類及び範囲は表2のとおり。

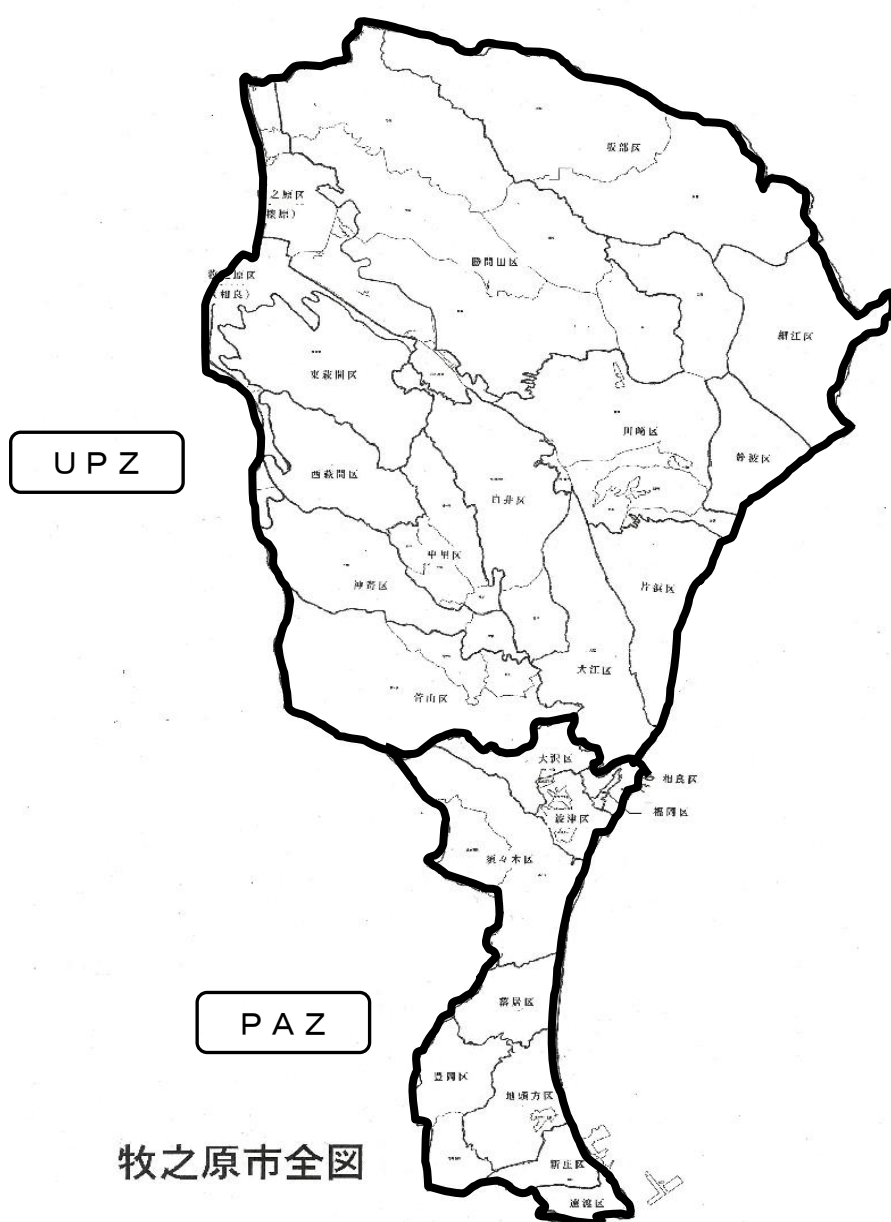
なお、本計画の対象は、市の全域とし、表3に牧之原市のPAZ、UPZの人口と世帯数を示す。

表2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
PAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域：Urgent Protective action Planning Zone）	牧之原市のPAZの範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部

表3 避難対象範囲の人口・世帯数（令和6年4月1日現在）

対象範囲	人口（人）	世帯数（世帯）
市 全 域	42,758	17,373
うちPAZ圏内 地頭方区・落居区・豊岡区・新庄区 遠渡区・須々木区・波津区・相良区 福岡区・大沢区	11,757	4,862
うちUPZ圏内 上記以外の区	31,001	12,511



2 避難等の判断基準と実施

(1) 避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、令和7年10月3日一部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、牧之原市、事業者等が連携し実施する。避難等の判断基準とその内容は表4のとおりである。

表4 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と行動内容

判断基準		避難等の内容	
		PAZ	UPZ
EAL※ ₁ に基づく避難等	警戒事態 例) 震度6弱以上の地震	施設敷地緊急事態要 避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法※ ₃ 10条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要 避難者※ ₄ の避難実施 住民等※ ₅ の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言 発令時(原災法15条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
OIL※ ₂ に基づく避難等	OIL1 500 μ Sv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 (1時間値))	—	基準に該当した区域の住民等の避難(数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1日を目安)避難を実施)
	OIL2 20 μ Sv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 (1時間値))	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転(1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施)

※1 EAL (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 OIL (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

※4 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

※5 住民等 : 当該区域の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

施設敷地緊急事態となった場合には、P A Zでは高齢者、乳幼児、障害のある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合には、P A Zでは避難、U P Zでは屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動すると被ばくリスクが増加するおそれがあるため、U P Zでは屋内退避を継続する。その後、政府原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果とO I Lに基づく避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合には避難行動を行う。

(2) 緊急時モニタリングと避難単位

緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）の統括の下、国、県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領（静岡県、平成27年10月策定）に基づき実施し、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき実施する。

国がO I Lに基づき、避難又は一時移転を実施する範囲を迅速に決定し、円滑な避難又は一時移転を行うU P Zの避難単位を別図2及び別表1のとおり定める。

なお、P A Zは、全面緊急事態において全域への避難指示が発令されるため、避難単位を設定しない。

(3) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図3に示す。

ア 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

イ 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び避難元市町に伝達するとともに、県及び避難元市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

ウ 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成され

る。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

エ 市原子力災害対策（警戒）本部

市の庁舎に設置され、市長を本部長とし、市全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、同報無線、防災メール、広報車等のあらゆる手段で住民等への指示を行うとともに、避難誘導を行う。

（４）避難等に係る広報

ア 住民等への情報伝達活動

- (ア) 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供や広報については迅速かつ分かりやすく行う。
- (イ) 住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (ウ) 住民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考として気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等に関する正確かつきめ細やかな情報を提供する。
- (エ) 原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町、原子力事業者等と相互に連絡を取り合う。
- (オ) 情報伝達に当たって、同報無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、あらゆる手段を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

イ 住民等からの問い合わせに対する対応

- (ア) 国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。
- (イ) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、火災、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

3 避難先

(1) 避難先確保の方針

- ア 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（P A Z、U P Z）である牧之原市全住民を避難計画の対象とする。（令和6年4月1日現在の牧之原市人口は42,758人）
- イ 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
- ウ 原子力災害が単独で発生した場合、放射性物質の広域拡散に備え、山梨県に避難先を確保する。
- エ 大規模地震との複合災害時などでウの避難先に避難できない場合に備え、長野県、群馬県にも避難先を確保する。

(2) 自治会毎の避難先

ア P A Z の避難先

全面緊急事態となった場合、P A Z の住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、P A Z の自治会毎の避難先を表5のとおり定める。

イ U P Z の避難先

全面緊急事態となった場合、U P Z において住民等の屋内退避を実施する。

事態が進展し、放射性物質が放出され、O I Lに基づき政府原子力災害対策本部が避難又は一時移転の範囲（避難の単位）を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、U P Z の自治会毎の避難先を表5のとおり定める。

表5 自治会毎の避難先

区 域	自治会名	避難先 1 原子力災害が単独で 発生した場合等		避難先 2 大規模地震等複合災害時などで 避難先 1 に避難できない場合	
P A Z	地頭方区	山梨県	甲斐市 中央市 南アルプス市 昭和町 市川三郷町	長野県※	佐久地域 上田地域
	落居区				
	豊岡区				
	新庄区				
	遠渡区				
	須々木区				
	波津区				
	相良区				
	福岡区				
	大沢区				
U P Z	大江区	山梨県	甲府市 笛吹市 甲州市 山梨市 北杜市 富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 韮崎市 富士河口湖町 富士川町 身延町 南部町	群馬県	高崎市 沼田市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 吉岡町 下仁田町 甘楽町 玉村町 榛東村
	片浜区				
	菅山区				
	中里区				
	白井区				
	神寄区				
	西萩間区				
	東萩間区				
	牧之原区（相良）				
	静波区				
	細江区				
	川崎区				
	勝間田区				
	牧之原区（榛原）				
	坂部区				

※ 長野県の地域毎の市町村は以下のとおり。なお、協議先の地域等については、今後変更される場合がある。

佐久地域：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町
御代田町、立科町

上田地域：上田市、東御市、長和町、青木村

避難先1 山梨県

PAZ 避難先

UPZ 避難先

北杜市

山梨市

甲州市

丹波山村

小菅村

上野原市

大月市

西桂町

都留市

道志村

山中湖村

富士吉田市

鳴沢村

富士河口湖町

笛吹市

甲府市

甲斐市

市川三郷町

富士川町

昭和町

南アルプス市

中央市

身延町

早川町

南部町

0 5 10 15km

避難先2 長野県

[illegible]

避難先

避難先2 群馬県

大規模地震等の複合災害時などで避難先1に
避難できない場合のUPZの避難先

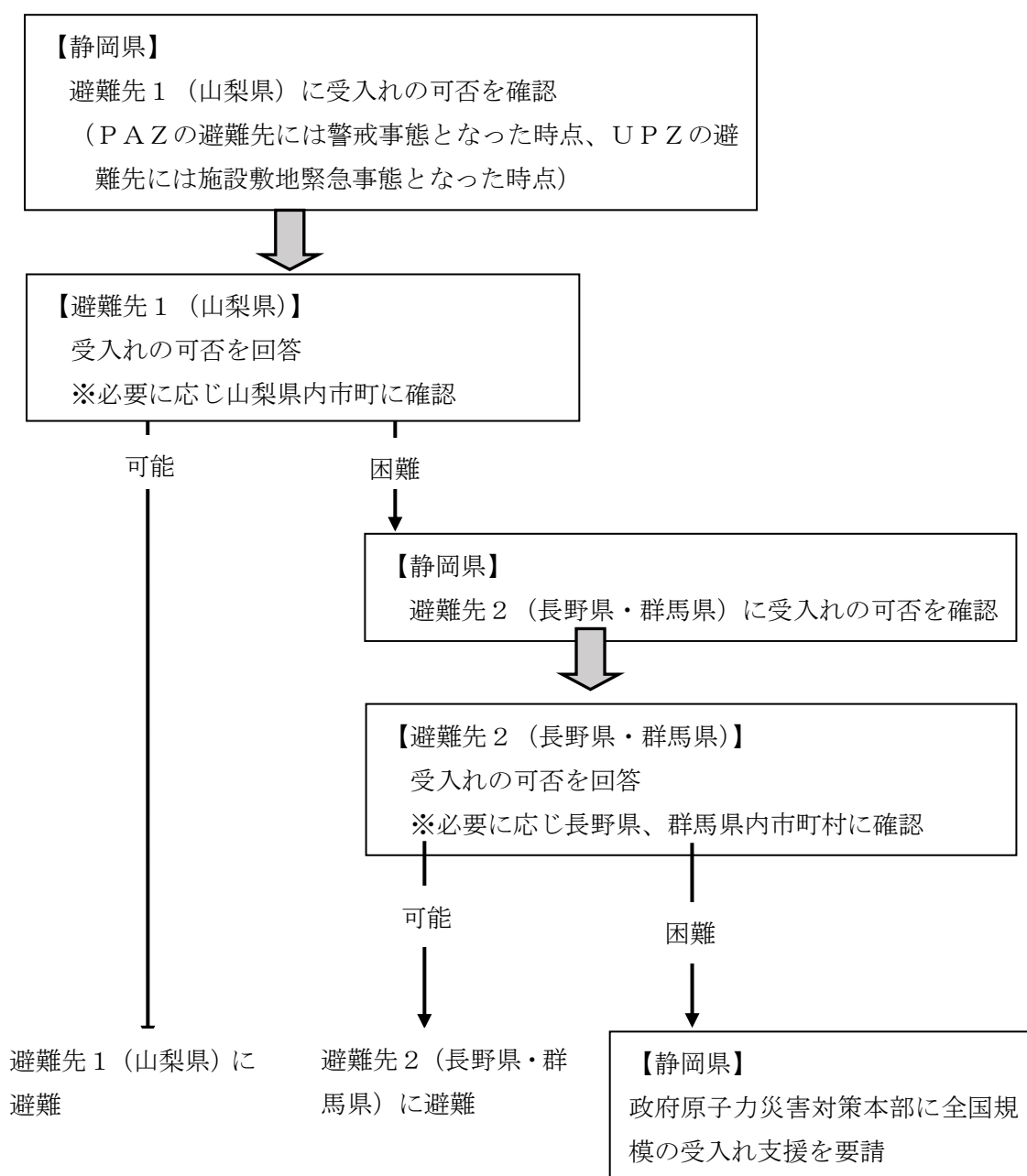


(3) 避難先確認の手順

避難の際には、静岡県が避難先 1（山梨県及び山梨県内各市町）に受入れの可否を確認したうえで避難を行う。なお、大規模地震等により、避難先 1 の市町が災害対策本部を設置するなど避難者の受入れが困難な場合には、避難先 2（長野県・群馬県）に受入れの可否を確認したうえで避難を行う。

避難先 1、避難先 2 とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に全国規模の受入れ支援調整を要請する。

避難先確認の手順



(4) 避難先に示している留意点

静岡県及び牧之原市は、避難先となる山梨県、長野県及び群馬県の市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

ア 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。

イ 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。

ウ 避難者の受入れ期間は原則 1 ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。

エ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3 日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに牧之原市に引き継ぐものとする。

オ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。

カ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり 3 m²（有効面積）を目安とする。

キ 食料や資機材については、原則、牧之原市で準備する（避難者が調達する、牧之原市が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をする必要はないものとする。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で避難先市町村の支援を受けた場合、牧之原市で費用の負担をするものとする（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

4 避難行動

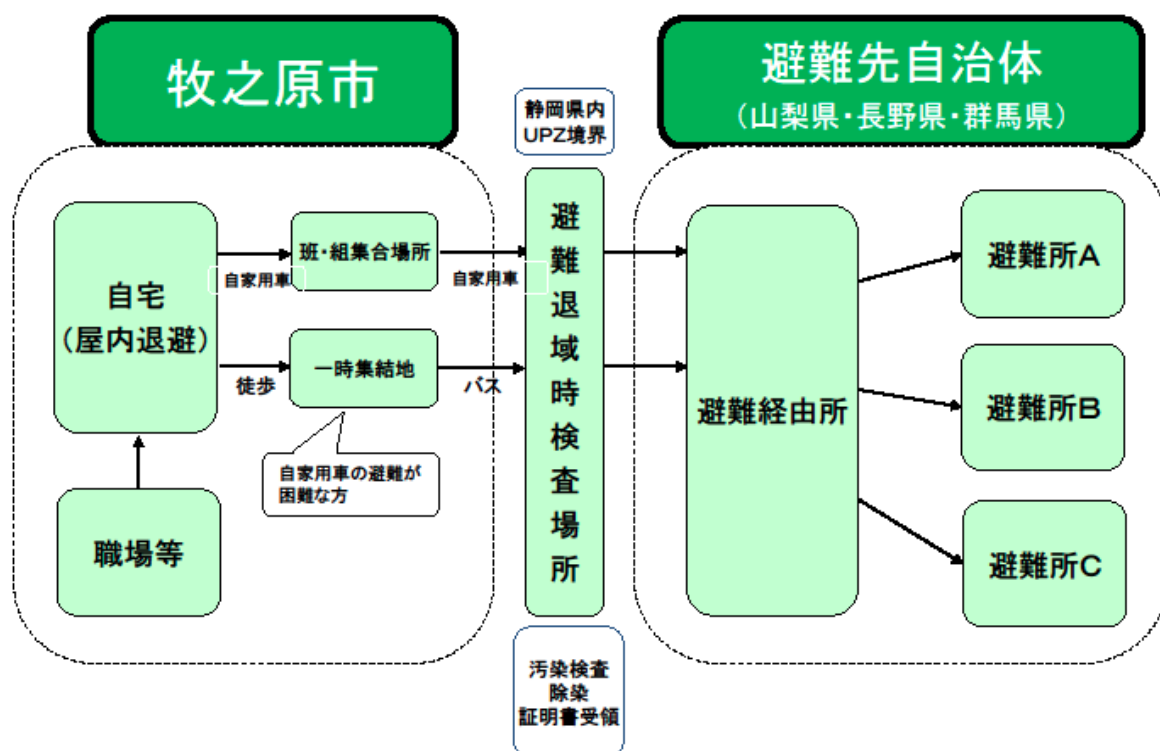
(1) 避難の流れ

避難手段は、原則として自家用車とし、世帯単位で乗り合わせるなどして渋滞緩和に努める。なお、自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所からのバス等を利用する。

避難途中、静岡県内のUPZ境界に設置する避難退域時検査場所で検査を行い、検査に適合した旨の証明書を受領した後、避難先自治体の避難経由所、避難所へ向かう。

県は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へバスを手配する。また、バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

避難の流れ



(2) 基本的な避難行動と経路

避難は自家用車を使用し、組、班単位での行動を基本とする。

組・班集合場所に集合した後、避難経路のＩＣなどに設置する区、地区、市単位の避難人員を確認する掌握場所（ポイント）を経由する。

避難に際しての経路、バス避難等の一時集合場所、避難退域時検査場所は表６のとおりとする。また、避難の際には道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が関係機関と調整のうえ、避難経路を決定する。

なお、避難先によっては、冬期の積雪が予想されるが、降雪時については、静岡県と牧之原市でパークアンドライド避難、代替地への避難等の代替避難手段を確保・整備するものとする。

(3) 避難経由所

広域避難は、不慣れた地域への長距離の移動が必要となる場合が想定されることから、避難住民が混乱なく、迅速に避難できる体制づくりが求められる。また、原子力災害、複合災害の影響を受けていない避難先の地域にとって、広域避難の受入が過大な負担とならないよう配慮する必要がある。

このため、避難先の地域の実情に応じて、原子力災害に係る広域避難計画に基づき避難者が避難する際に、第一目的地となり、且つ、避難者に避難所を案内する場所として、避難経由所を設置する。

なお、避難経由所を設置する場合、具体的な所在地や施設名等については、避難先市町村と協議のうえ、定めるものとする。

基本的な避難行動と経路

避難は組、班単位で自家用車を使用することを基本とします。その概ねの経路は下記のとおりです。

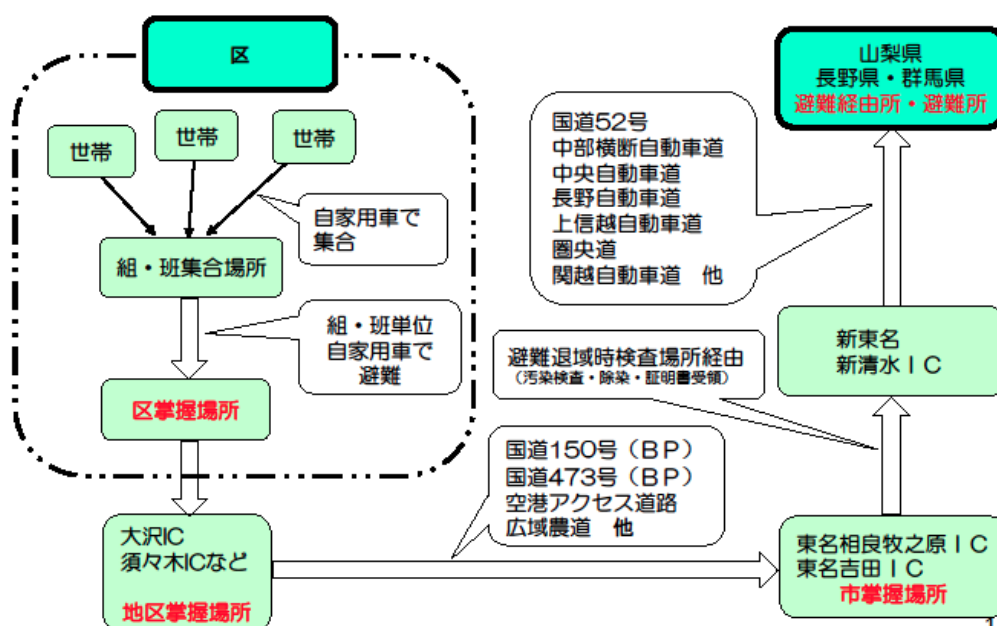


表 6 避難経路及び一時集合場所（避難先 1：山梨県）

自治会名 (R6.4 人口・世帯数)	一時集合場所等 (バス避難の場合)	避難経路 (自治会～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先市町村 (避難経由所)
地頭方区 (1,314 人・501 世帯)	豊通物流 株式会社	国道 150 号及び B P、国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県甲斐市 (双葉体育館)
落居区 (433 人・162 世帯)	豊通物流 株式会社	国道 150 号及び B P、国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県中央市 (中央市立玉穂総合会館)
豊岡区 (616 人・241 世帯)	御前崎中学校	国道 150 号及び B P、国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県甲斐市 (双葉体育館)
新庄区 (810 人・298 世帯)	御前崎中学校	国道 150 号及び B P、国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県甲斐市 (双葉体育館)
遠渡区 (773 人・286 世帯)	御前崎中学校	国道 150 号及び B P、国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県甲斐市 (双葉体育館)
須々木区 (1,313 人・490 世帯)	防災広場駐車場	国道 150 号及び B P、国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県市川三郷町 (六郷町民会館)
波津区 (3,236 人・1,404 世帯)	防災広場駐車場	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県中央市 (中央市立玉穂総合会館)

表 6 避難経路及び一時集合場所（避難先 1：山梨県）

自治会名 (R6.4 人口・世帯数)	一時集合場所等 (バス避難の場合)	避難経路 (自治会～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先市町村 (避難経由所)
相良区 (730 人・334 世帯)	防災広場駐車場	国道 150 号、東名高速、新東名高速、(国道 150 号 B P)	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県昭和町 (昭和町総合体育館)
福岡区 (423 人・174 世帯)	防災広場駐車場	国道 150 号、東名高速、新東名高速、(国道 150 号 B P)	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県中央市 (中央市立玉穂総合会館)
大沢区 (2,109 人・972 世帯)	図書交流館いこっと	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県南アルプス市 (楡形総合体育館)
大江区 (1,416 人・583 世帯)	オオイソバラ (大江配水池北上部)	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速、(国道 150 号 B P)	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県韮崎市 (韮崎アリーナ (韮崎中央体育館))
片浜区 (1,054 人・442 世帯)	オオイソバラ (大江配水池北上部)	国道 150 号、国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速、(国道 150 号 B P)	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県富士川町 (旧鯉沢中部小学校)
菅山区 (2,393 人・946 世帯)	菅山小学校	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県都留市 (都留市民総合体育館) 山梨県大月市 (大月市民会館) 山梨県上野原市 (旧平和中学校体育館)

表 6 避難経路及び一時集合場所（避難先 1：山梨県）

自治会名 (R6.4 人口・世帯数)	一時集合場所等 (バス避難の場合)	避難経路 (自治会～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先市町村 (避難経由所)
中里区 (557 人・221 世帯)	萩間小学校	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県富士吉田市 (富士山アリーナ)
白井区 (907 人・357 世帯)	萩間小学校	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県富士吉田市 (富士山アリーナ)
神寄区 (654 人・245 世帯)	萩間小学校	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県富士吉田市 (富士山アリーナ)
西萩間区 (267 人・118 世帯)	相良子生れ温泉会館	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県富士吉田市 (富士山アリーナ)
東萩間区 (393 人・134 世帯)	相良子生れ温泉会館	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県富士吉田市 (富士山アリーナ)
牧之原区（相良） (1,184 人・434 世帯)	牧之原小学校	国道 473 号及び B P、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県南部町 (活性化センター)
静波区① 1～4 丁目、西 5 丁目 (2,516 人・997 世帯)	榛原中学校	国道 150 号、富士山静岡空港アクセス道路、東名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道	山梨県甲州市 (甲州市民文化会館)

表 6 避難経路及び一時集合場所（避難先 1：山梨県）

自治会名 (R6.4 人口・世帯数)	一時集合場所等 (バス避難の場合)	避難経路 (自治会～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先市町村 (避難経由所)
静波区② 東 5 丁目、6～12 丁目 (2,856 人・1,262 世帯)	榛原中学校	国道 150 号、富士山静岡 空港アクセス道路、東名 高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、 国道 52 号、中部横断道	山梨県笛吹市 (花鳥の里スポーツ広場)
細江区 (7,996 人・3,412 世帯)	細江小学校	国道 150 号、富士山静岡 空港アクセス道路、東名 高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、 国道 52 号、中部横断道	山梨県甲府市 (中道スポーツ広場駐車 場)
川崎区 (2,915 人・1,125 世帯)	榛原中学校	富士山静岡空港アクセス 道路、東名高速、新東名 高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、 国道 52 号、中部横断道	山梨県山梨市 (山梨市民会館)
勝間田区 (2,374 人・838 世帯)	勝間田小学校	富士山静岡空港アクセス 道路、東名高速、新東名 高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、 国道 52 号、中部横断道	山梨県北杜市 (北杜市役所駐車場)
牧之原区（榛原） (1,338 人・557 世帯)	牧之原小学校	国道 473 号及び B P、東 名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、 国道 52 号、中部横断道	山梨県身延町 (総合文化会館)
坂部区 (2,181 人・840 世帯)	坂部小学校	富士山静岡空港アクセス 道路、東名高速、新東名 高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、 国道 52 号、中部横断道	山梨県富士河口湖町 (勝山ふれあいセンタ ー)

避難経路及び一時集合場所（避難先２：長野県・群馬県）

自治会名 (R6.4 人口・世帯数)	一時集合場所等 (バス避難の場合)	想定される避難経路 (避難元～ 避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先市町村 (避難経由所)
地頭方区 (1,314 人・501 世帯)	豊通物流 株式会社	国道 150 号及びＢＰ、国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道	長野県小諸市 (小諸市立水明小学校)
落居区 (433 人・162 世帯)	豊通物流 株式会社	国道 150 号及びＢＰ、国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道	長野県東御市 (東御中央公園)
豊岡区 (616 人・241 世帯)	御前崎中学校	国道 150 号及びＢＰ、国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道	長野県上田市 (上田市立神科小学校)
新庄区 (810 人・298 世帯)	御前崎中学校	国道 150 号及びＢＰ、国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道	長野県上田市 (上田市立神科小学校)
遠渡区 (773 人・286 世帯)	御前崎中学校	国道 150 号及びＢＰ、国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道	長野県東御市 (東御中央公園)
須々木区 (1,313 人・490 世帯)	防災広場駐車場	国道 150 号及びＢＰ、国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道	長野県小諸市 (小諸市立水明小学校)
波津区 (3,236 人・1,404 世帯)	防災広場駐車場	国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道	長野県佐久市 (佐久市総合体育館)

避難経路及び一時集合場所（避難先２：長野県・群馬県）

自治会名 (R6.4 人口・世帯数)	一時集合場所等 (バス避難の場合)	想定される避難経路 (避難元～ 避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先市町村 (避難経由所)
相良区 (730 人・334 世帯)	防災広場駐車場	国道 150 号、東名高速、 新東名高速、(国道 150 号 B P)	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道	長野県佐久市 (佐久市総合体育館)
福岡区 (423 人・174 世帯)	防災広場駐車場	国道 150 号、東名高速、 新東名高速、(国道 150 号 B P)	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道	長野県小諸市 (小諸市立水明小学校)
大沢区 (2,109 人・972 世帯)	図書交流館いこっと	国道 473 号及び B P、東 名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道	長野県佐久市 (佐久市総合体育館)
大江区 (1,416 人・583 世帯)	オオイソバラ（大江 配水池北上部）	国道 473 号及び B P、東 名高速、新東名高速、 (国道 150 号 B P)	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道、上信越道	群馬県渋川市 (子持公民館)
片浜区 (1,054 人・442 世帯)	オオイソバラ（大江 配水池北上部）	国道 150 号、国道 473 号及 び B P、東名高速、新東名 高速、(国道 150 号 B P)	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道、上信越道	群馬県榛東村 (しんとうスポーツアリ ーナ)
菅山区 (2,393 人・946 世帯)	菅山小学校	国道 473 号及び B P、東 名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道、上信越道	群馬県安中市 (安中市スポーツセンタ ー)
中里区 (557 人・221 世帯)	萩間小学校	国道 473 号及び B P、東 名高速、新東名高速	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道、上信越道	群馬県吉岡町 (道の駅よしおか温泉)

避難経路及び一時集合場所（避難先２：長野県・群馬県）

自治会名 (R6.4 人口・世帯数)	一時集合場所等 (バス避難の場合)	想定される避難経路 (避難元～ 避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先市町村 (避難経由所)
白井区 (907 人・357 世帯)	萩間小学校	国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道、上信越道	群馬県沼田市 (沼田市運動公園)
神寄区 (654 人・245 世帯)	萩間小学校	国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道、上信越道	群馬県下仁田町 (道の駅しもにた)
西萩間区 (267 人・118 世帯)	相良子生れ温泉会館	国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道、上信越道	群馬県吉岡町 (道の駅よしおか温泉)
東萩間区 (393 人・134 世帯)	相良子生れ温泉会館	国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道、上信越道	群馬県玉村町 (道の駅玉村宿)
牧之原区（相良） (1,184 人・434 世帯)	牧之原小学校	国道 473 号及びＢＰ、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道、上信越道	群馬県富岡市 (もみじ平総合公園)
静波区 (5,372 人・2,259 世帯)	榛原中学校	国道 150 号、富士山静岡空港アクセス道路、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道、上信越道	群馬県高崎市 (高崎市役所吉井支所)
細江区 (7,996 人・3,412 世帯)	細江小学校	国道 150 号、富士山静岡空港アクセス道路、東名高速、新東名高速	日本坂ＰＡ、日本平ＰＡ、藤枝ＰＡ、静岡ＳＡ、清水ＰＡ	東名高速、新東名高速、国道 52 号、中部横断道、中央道、長野道、上信越道	群馬県高崎市 (イオンモール高崎)

避難経路及び一時集合場所（避難先２：長野県・群馬県）

自治会名 (R6.4 人口・世帯数)	一時集合場所等 (バス避難の場合)	想定される避難経路 (避難元～ 避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先市町村 (避難経由所)
川崎区 (2,915 人・1,125 世帯)	榛原中学校	富士山静岡空港アクセス 道路、東名高速、新東名 高速	日本坂P A、日本平P A、藤枝P A、静岡S A、清水P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道、上信越道	群馬県藤岡市 (みかぼみらい館)
勝間田区 (2,374 人・838 世帯)	勝間田小学校	富士山静岡空港アクセス 道路、東名高速、新東名 高速	日本坂P A、日本平P A、藤枝P A、静岡S A、清水P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道、上信越道	群馬県安中市 (安中市スポーツセンタ ー)
牧之原区（榛原） (1,338 人・557 世帯)	牧之原小学校	国道 473 号及びB P、東 名高速、新東名高速	日本坂P A、日本平P A、藤枝P A、静岡S A、清水P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道、上信越道	群馬県甘楽町 (甘楽町陸上競技場)
坂部区 (2,181 人・840 世帯)	坂部小学校	富士山静岡空港アクセス 道路、東名高速、新東名 高速	日本坂P A、日本平P A、藤枝P A、静岡S A、清水P A	東名高速、新東名高速、国 道 52 号、中部横断道、中 央道、長野道、上信越道	群馬県富岡市 (もみじ平総合公園)

5 避難退域時検査及び簡易除染

(1) 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、UPZ境界周辺の県内において実施することとし、実施場所（以下「検査場所」という。）については、原子力緊急事態時の避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し開設する。

検査場所の候補箇所として、UPZの東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。現時点の候補箇所は表7のとおり。

表7 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所

避難方向	避難経路	候補箇所
東方	東名高速道路	日本坂PA、日本平PA
	新東名高速道路	藤枝PA、静岡SA、清水PA
	国道1号	うぐいすPA、県工業技術研究所
	国道150号	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西方	東名高速道路	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA、航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路	遠州森町PA、浜松SA
	国道1号	(調整中)
	国道150号	竜洋海洋公園
	県道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

(2) 実施方法

県は、事業者、関係機関の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁、令和4年9月28日）に準拠し、車両用ゲートモニタ、GMサーベイメーター、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（OIL4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査または簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、別途、実施要領を定めるものとする。

6 安定ヨウ素剤の配布及び服用

安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、県及び市は、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用することに留意し、原則として、以下により安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示するものとする。また、P A Z 圏内の事前配布体制の整備を以下のとおり進める。

(1) P A Z 圏内

ア 事前配布体制の整備

- (ア) 市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を市庁舎において管理するとともに、事前配布後における紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。
- (イ) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県と連携し、対象となる住民に説明会を開催し、原則として医師による説明を行う。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無の把握に努める。
- (ウ) 市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤の使用期限の3年毎に回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。

イ 緊急時の安定ヨウ素剤の服用指示

県及び市は、原則として国の指示に基づき、全面緊急事態に至った時点で、事前配布済みの安定ヨウ素剤を直ちに服用するよう住民等に指示するものとする。

ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者は、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

(2) U P Z 圏内

全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリングの結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を原子力規制委員会が判断する。県及び市は、原則として国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

7 要配慮者等の避難

(図 4-1、4-2「PAZ 圏内・UPZ 圏内における避難の考え方」参照)

(1) 用語の定義

- ア 要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- イ 避難行動要支援者とは、要配慮者の中でも自ら避難することが困難な者をいう。
- ウ 施設敷地緊急事態要避難者とは、避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

(2) 病院入院患者の避難

ア 施設及び避難等の内容

原子力災害対策重点区域（PAZ 及びUPZ）の範囲にある病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段を配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

(ア) PAZ 圏内の病院等

病院等は、警戒事態となり施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

その後、施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難を実施する。

なお、避難体制が整うまでは屋内退避を行うものとする。

(イ) UPZ 圏内の病院等

病院等は、全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

その後、放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

イ 避難先の確保

当該病院等及び市は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、PAZ 内にある病院等の入院患者の避難先について、避難先候補病院等と調整の上、あらかじめ定めておくこととする。

UPZ 内にある病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び市は、

県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

市は、避難を実施する段階で当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

ウ 避難手段の確保

避難を実施する病院等は、患者搬送車等の各病院等が自ら確保できる避難手段以外については、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

(3) 社会福祉施設(入所施設)入所者の避難

ア 施設及び避難等の内容

原子力災害対策重点区域(P A Z 及びU P Z)の範囲にある入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

(7) P A Z 圏内の施設

入所施設は、警戒事態となり施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、入所者の状態に適した避難手段を選択し、避難の準備を始める。

その後、施設敷地緊急事態となり施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから避難支援関係者等と共に放射線防護対策工事が完了している施設(以下「放射線防護施設」という。表8)へ移動し、1週間程度内の屋内退避を行うものとする。

それ以降は、準備が整い次第、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づいてあらかじめ定める避難先入所施設に避難するものとする。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(イ) U P Z 圏内の施設

入所施設は、全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を選択し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから入所者の避難を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは屋内退避を行うものとする。

イ 避難先の確保

P A Z 内にある入所施設の入所者の避難先について、市は、屋内退避施設等

の放射線防護対策を進めていく。また、当該入所施設及び市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設と調整の上、あらかじめ定めておくこととする。

ＵＰＺ内にある入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入を要請し、避難準備を整えるものとする。

市は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

ウ 避難手段の確保

避難を実施する入所施設は、福祉車両等の各施設が自ら確保できる避難手段以外については、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

（４）社会福祉施設（通所施設）利用者の避難

原子力災害対策重点区域（ＰＡＺ及びＵＰＺ）の範囲にある通所施設の利用者の避難等は以下のとおり行うものとする。

ア ＰＡＺ圏内の施設

通所施設は、警戒事態となり施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、サービスを中止し、家族への引渡しを行う。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、避難の準備を始める。

施設に利用者等がいる時点で施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難を実施する。その際の家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、施設内で屋内退避を行うものとする。

イ ＵＰＺ圏内の施設

通所施設は、警戒事態となった時点でサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で利用者等が施設に残っている場合は、適切な搬送体制が整ってから利用者等の避難を実施する。その際の家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、施設内で屋内退避を行うものとする。

（５）在宅の要配慮者の避難

ア ＰＡＺ圏内（家族と避難可能な要配慮者）

在宅の要配慮者のうち、自家用車等による避難又はバス等による避難が可能

な者は、施設敷地緊急事態において、家族、若しくは避難支援関係者等の支援により避難を実施するものとする。

バス等による避難が可能な要配慮者のうち、一時集合場所への参集が速やかにできない者は、家族、若しくは避難支援関係者等と共に一時集合場所へ早めに移動し、一時集合場所において待機するものとする。

イ P A Z 圏内（避難により健康リスクが高まる要配慮者）

在宅の要配慮者のうち、避難により健康リスクが高まる者は、施設敷地緊急事態において、家族、若しくは避難支援関係者等と共に放射線防護施設へ移動する。

放射線防護施設へ搬送するための自家用車又は支援者の車両等が確保できない場合は、市は必要に応じて、国、県及び関係機関等に要配慮者を搬送する車両の要請を行い、福祉車両及び救急車等の搬送車両を確保するものとする。

ウ U P Z 圏内（家族と避難可能な要配慮者）

在宅の要配慮者は、避難指示・一時移転指示発令後において、家族、若しくは避難支援関係者等の支援により避難を実施するものとする。

バス等による避難が可能な要配慮者のうち、一時集合場所への参集が速やかにできない者は、家族、若しくは避難支援関係者等と共に一時集合場所へ早めに移動し、一時集合場所において待機するものとする。

（６）屋内退避施設等の放射線防護対策

原子力災害時に早期の避難が困難な要配慮者の屋内退避施設や、市災害対策拠点施設について、放射性物質の侵入を防護するための整備（窓の気密化、空気中の放射性物質の除去、フィルターの設置等）を進めている。現在、表８の施設について放射線防護対策が実施されている。

なお、P A Z 圏内に位置する既存施設の放射線防護対策工事をすべて行った上でも、避難により健康リスクが高まる者のために必要な屋内退避施設は不足するため、新設の放射線防護施設を整備するものとする。

表 8 放射線防護施設

施設の種類	施設名	施設管理者	所在地
災害対策拠点	静岡市消防局 牧之原消防署	静岡市消防局	波津 191 番地 1
社会福祉施設	介護老人保健施設 はるかぜ	医療法人社団 あけぼの	菅ヶ谷 1240 番地 1
社会福祉施設	養護老人ホーム 相寿園	相寿園管理組合	菅ヶ谷 1042 番地
屋内退避施設	菅山小学校 体育館	牧之原市	西山寺 6 番地 1
屋内退避施設	御前崎中学校 体育館	御前崎市牧之原 市学校組合	新庄 800 番地 1
屋内退避施設	地頭方原子力防災セ ンター	牧之原市	新庄 297 番地 1
屋内退避施設	相良 B & G 海洋センター体育館	牧之原市	波津 572 番地
屋内退避施設	相良原子力防災セン ター	牧之原市	須々木 150 番地
屋内退避施設	多目的体育館	牧之原市	須々木 157 番地

(7) 外国人への配慮

国、県と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

(8) ペットの同行避難

飼い主が飼育しているペットと同行して、安全に避難する同行避難を基本とする。ただし、大型の動物や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものを除く。具体的には、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（平成 27 年 3 月静岡県健康福祉部）及び、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（平成 29 年 3 月静岡県健康福祉部）に準拠する。なお、避難退域時検査場所においては、所持品に準じた取り扱いとし、細部については別途示すものとする。

8 学校等の避難（保育所等についてもこれに準じる。）

P A Z、U P Zそれぞれの防護措置の特徴を勘案し、県が別に定めるマニュアル等により、生徒等が在校しているときの学校等毎の避難等について定めるものとする。

（１）P A Z圏内の学校等

警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置き、教職員とともに市が指定する一時集合場所等への移動準備を開始する。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させる。市から避難指示が出た時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒と市が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

（２）U P Z圏内の学校等

警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者へ引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒と市が指定する一時集合場所等に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

9 一時滞在者（観光客等）への対応

県と市は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。なお、施設敷地緊急事態となった時点で一時滞在者に対して原子力災害対策重点区域外への退避を求める。

10 今後の検討課題

この方針書は、牧之原市地域防災計画の原子力災害対策編に基づき、市域を越える広域的な避難措置に必要な基準や体制等の方針について定めたものであるが、より実効性のあるものにしていくために原子力防災訓練等による検証を行い、

避難計画への反映や関連する計画、マニュアル等の作成を進めていく必要がある。

現時点では以下の課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

(1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- ア 避難退域時検査及び簡易除染の検査場所候補施設の拡充及び実施体制の確立
- イ 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開等）
- ウ 避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策の具体化
- エ 津波の被災者・避難者の避難方法の検討
- オ 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- カ 家畜についての検討、ペットの具体的対処
- キ 避難後における市内の防災・防犯体制の確立
- ク U P Z 圏内の安定ヨウ素剤の配布方法の検討

(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- ア 県外避難先との詳細協議
- イ 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- ウ 緊急時におけるU P Z の安定ヨウ素剤の効率的な配布（市としては全域配布を継続要望）
- エ 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援
- オ 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

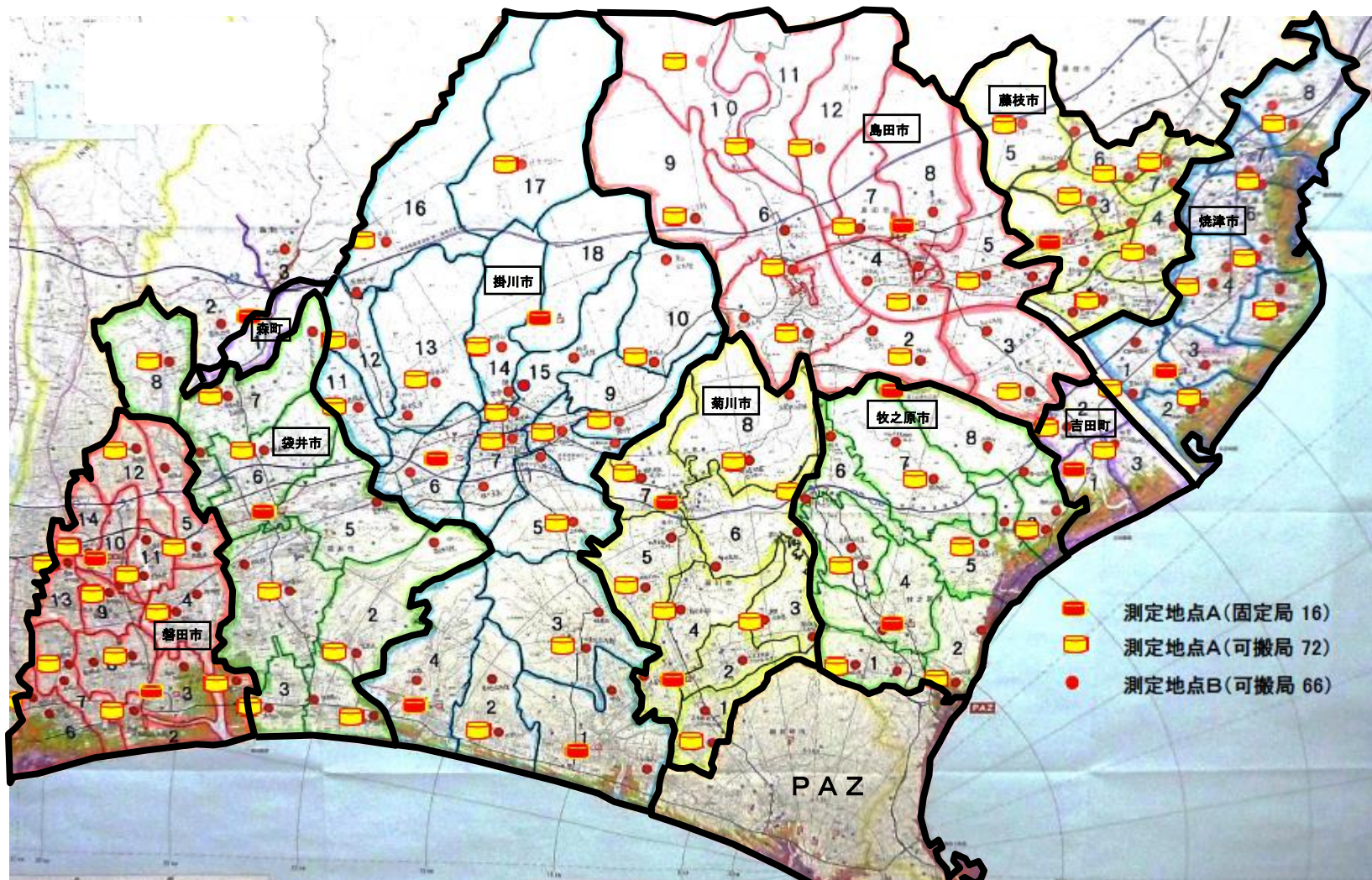
別表１ ＵＰＺの避難単位の名称と空間放射線量率の測定候補地点

※１ 令和６年４月１日現在、※２ Ａ：空間放射線量率の測定候補地点 Ｂ：追加地点又はＡ地点のバックアップ

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※１			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※２			測定地点	所在地
牧之原市	1	菅山（すげやま）	946	2,393	牧之原	1	A	菅山小学校	西山寺 6 番地 1
					牧之原	1	B	油田の里公園	菅ヶ谷 2525 番地 1
	2	大江（おおえ） 片浜（かたはま）	1,025	2,470	牧之原	2	A	金刀比羅山防災公園	福岡 60 番地 9
					牧之原	2	B	片浜小学校	片浜 1210 番地
	3	西萩間（にしはぎま） 東萩間（ひがしはぎま）	252	660	牧之原	3	A	萩間保育園	西萩間 889 番地
					牧之原	3	B	東萩間公会堂	東萩間 433 番地 3
	4	白井（しらい）・中里（なか ざと）・神寄（かみより）	823	2,118	牧之原	4	A	萩間小学校局	MP-17（固定局）
					牧之原	4	B	大寄公民館	大寄 356 番地 5
	5	川崎（かわさき） 静波（しずなみ）	3,384	8,287	牧之原	5	A	榛原中学校	仁田 100 番地 1
					牧之原	5	B	川崎コミュニティ防災センター	勝俣 1212 番地
	6	牧之原榛原（まきのはらはいばら） 牧之原相良（まきのはらさがら）	991	2,522	牧之原	6	A	牧之原小学校	東萩間 2082 番地 13
					牧之原	6	B	牧之原コミュニティセンター	布引原 256 番地 4
	7	勝間田（かつまた）	838	2,374	牧之原	7	A	勝間田小学校	勝間 588 番地 3
					牧之原	7	B	切山下農業研修センター	切山 415 番地
	8	坂部（さかべ）	840	2,181	牧之原	8	A	富士山静岡空港局	MP-24（固定局）
					牧之原	8	B	坂部小学校	坂部 468 番地 1
	9	細江（ほそえ）	3,412	7,996	牧之原	9	A	細江小学校	細江 1260 番地
					牧之原	9	B	榛原総合病院	細江 2887 番地 1

別図 1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係

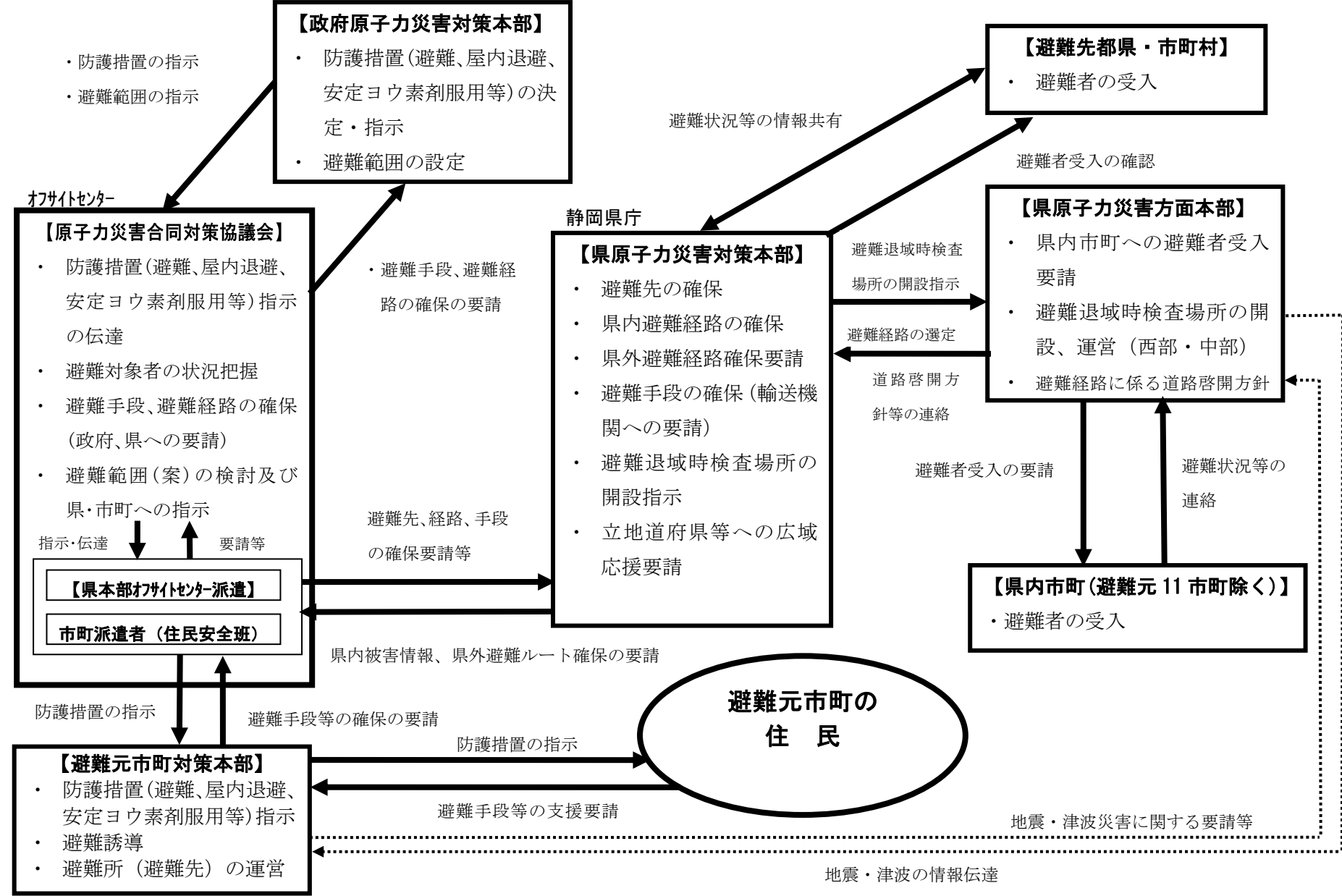
	法令・指針・計画	実施要領、マニュアル等	総合的とりまとめ
国	災害対策基本法 原子力災害対策特別措置法 防災基本計画原子力災害対策編 原子力災害対策指針 関係省庁防災業務計画	原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会） 原子力緊急事態等現地対応マニュアル（浜岡オフサイトセンター）	浜岡地域の 緊急時対応 （内閣府、 浜岡地域原 子力防災協 議会）
県	静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻 浜岡地域原子力災害広域避難計画 静岡県緊急時モニタリング計画	静岡県原子力災害（警戒）対策本部運営要領 避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領 住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」 安定ヨウ素剤取扱いマニュアル 緊急被ばく医療活動実施要領 学校等の避難計画策定マニュアル → A 病院の避難計画策定マニュアル → B 社会福祉施設の避難計画策定マニュアル → C 緊急時モニタリング実施要領	
避難元市町	市町地域防災計画原子力災害対策編 市町原子力災害広域避難計画	市町原子力災害（警戒）対策本部運営要領 等	
施設	→ A 各学校等の避難計画 → B 各病院の避難計画 → C 各社会福祉施設の避難計画		



別図2 U.P.Z.の避難単位

※ 測定地点Aは空間放射線量率測定の候補地点であり、固定局（モニタリングポスト）と可搬局（可搬型測定器を設置する箇所）を合わせ 88 箇所ある。測定地点Bは測定地点Aのバックアップとなる箇所等である。

別図3 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ



別図4-1 PAZ圏内における避難の考え方

区域	種別	対象	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
牧之原市 PAZ圏内	病院 社会福祉施設	病院 福祉施設 入所施設 通所施設	施設敷地緊急事態 避難準備を開始	施設要配慮者 <市町と避難可能な者> → 自宅 → 退校 → 避難先 <病院入院患者> → 退校 → 避難先(病院等) <施設入所者(避難行動要支援者)> 福祉車両による バストン搬送	退校 → 避難先	●避難行動要支援者は防護施設避難を基本とする。 ①避難による健康悪化リスク ②長距離移動による健康悪化リスクの増大 ●防護対策可能な福祉施設(入所型)は、全て防護施設とする。 ●非防護施設利用者は、バストン搬送にて防護施設へ避難する。
	在宅	要配慮者及び 看護者		在宅要配慮者 <避難行動要支援者> 福祉車両による バストン搬送 → 放射線防護施設 <家族と避難可能な者> 自家用車・バス等 → 退校 → 避難先	退校 → 避難先(入所施設等)	●在宅の要配慮者は、バストン搬送にて防護施設へ避難する。
	保育所 小中学校 高校	保育園 幼稚園 小学校 中学校 高校 職員		児童・園児等 <保護者へ引き渡しが出来なかった園児、児童等> 各施設へ大型バスを配車し、教員の引率で避難	退校 → 避難先	●引き渡しが出来ない場合、教員の引率で避難し、避難先で保護者に引き渡す。
	一般住民			一般住民 避難準備を開始 <自家用車で避難可能な者> → 集合場所 → バス避難 → 退校 → 避難先 <自家用車で避難できない者>	退校 → 避難先	●自家用車を利用可能な者は自家用車で避難 ●自家用車が利用できない者は、バス等で避難
	合計	11,977		令和5年4月1日時点の人口	※ 退校 … 避難退域時検査場所	

別図4-2 UPZ圏内における避難の考え方

区域	種別	対象	避難等の流れ			
			警戒事態	施設・地域緊急事態	全面緊急事態	放射性物質放出後
収容率100%圏内	病院 社会福祉施設	病院 福祉施設 入所施設 通所施設		施設要配慮者 屋内退避準備	屋内退避	<避難指示・一時移転指示発令後> <家族と避難可能な者> → 自宅 → 退校 → 避難先 <病院入院患者> → 退校 → 避難先病院等 救急車・福祉車両 自衛隊車両・ヘリ等 <施設入所者> → 退校 → 避難先入所施設等 バス・福祉車両 自衛隊車両・ヘリ等
	在宅	要配慮者及び 介助者		在宅要配慮者 屋内退避準備	屋内退避	自家用車・バス等 → 退校 → 避難先
	保育所 小中学校 高校	保育園 幼稚園 小学校 中学校 高校 職員	児童等 引き渡し継続	児童等 引き渡し継続	校舎等で 屋内退避	<避難指示・一時移転指示発令後> 退校 → 避難先 保護者 引き渡し
	一般住民		保護者 引き渡し	一般住民 屋内退避準備	屋内退避	<避難指示・一時移転指示発令後> 一般住民 → 集合場所 → 退校 → 避難先 バス避難 <自家用車で避難できない者>
	合計	31,261	令和5年4月1日時点の人口		※ 退校 ……避難退域時検査場所	